

京都市告示第 50 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務及び収納事務を委託します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地  
株式会社ワン・ワールド  
京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町 60-2 ブロック Mビル
- 2 京都市公金収納受託者に徴収事務及び収納事務を委託した歳入の種類  
京都市青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日  
令和 8 年 3 月 31 日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務及び収納事務を委託した日  
令和 8 年 4 月 1 日

(青少年科学センター)